

JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に関する第三者評価委員会規程・新旧対照表

機能	条項	旧	新	理由
標題		JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に関する第三者評価委員会規程	JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に関する有識者評価委員会規程 (2011 年 11 月 11 日制定) (2012 年 11 月 7 日改定)	委員会名称の変更 他規程との書式統一(制定・改定日)
目的	第 1 条	本規程は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」という)定款第 6 章第 36 条に基づき設置される JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に関する第三者評価委員会(以下「委員会」という。)の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。	この規程は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」という)定款第 36 条に基づき設置する JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に関する有識者評価委員会(以下「委員会」という。)の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。	他規程との用語統一 委員会名称の変更
委員会の設置	第 2 条	4 理事会は委員会と理事会のリエゾンを役割とする担当理事を執行理事の中から指名する。	4 理事会は委員会と理事会のリエゾンを役割とする担当理事を理事の中から指名する。	選定範囲の適正化
委員会委員の選任	第 3 条	4 当該委員の後任の選任方法については、別途定める。	4 当該委員の後任の選任方法については、理事会において別途定める。	選任主体の明確化
委員長	第 4 条	2 委員会の委員長は他の検討委員会の委員長を兼任することができない。	2 委員会の委員長は JPNIC 定款第 36 条に基づく他の委員会の委員長を兼任することができない。	兼任制限対象を本委員会と同等とするため
実施日	附則	この規程は、2011 年 11 月 11 日から実施する。	1 この規程は、2011 年 11 月 11 日から施行する。 2 2012 年 11 月 7 日付の改定は、2012 年 11 月 7 日から施行する。	他規程との用語統一 改定に関する記述の追加